

均等割額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		平成31年 4月 1日から 令和 2年 3月31日まで		法人名																																																																																																																			
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域 内における従たる事 務所等		名 称 (外 簡所)	所 在 地																																																																																																																
							市 町 村																																																																																																																
東京都内における主たる 事務所等の所在地		事務所等を有 していた月数		従業者数の 合計数		当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動																																																																																																																	
目黒 区 2 丁目 2 番 2 号 市(町村)		12		10																																																																																																																			
特別区内における従たる事務所等				異 動 分	異 動 の 日	名 称	所 在 地																																																																																																																
<table border="1"> <tr> <th>所 在 地</th> <th>名 称 (外 簡 所)</th> <th>月数</th> <th>従業者数の 合計数</th> </tr> <tr> <td>1 千代田区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 中央区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 港区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 新宿区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 文京区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 台東区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 墨田区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 江東区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 品川区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 目黒区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 大田区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 世田谷区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 渋谷区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 中野区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 杉並区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 豊島区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 北区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 荒川区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 板橋区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 練馬区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 足立区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 葛飾区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 江戸川区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">10</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>				所 在 地	名 称 (外 簡 所)	月数	従業者数の 合計数	1 千代田区				2 中央区				3 港区				4 新宿区				5 文京区				6 台東区				7 墨田区				8 江東区				9 品川区				10 目黒区				11 大田区				12 世田谷区				13 渋谷区				14 中野区				15 杉並区				16 豊島区				17 北区				18 荒川区				19 板橋区				20 練馬区				21 足立区				22 葛飾区				23 江戸川区				合 計				10				(主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)								設 置	平成 年 月 日		
				所 在 地	名 称 (外 簡 所)	月数	従業者数の 合計数																																																																																																																
1 千代田区																																																																																																																							
2 中央区																																																																																																																							
3 港区																																																																																																																							
4 新宿区																																																																																																																							
5 文京区																																																																																																																							
6 台東区																																																																																																																							
7 墨田区																																																																																																																							
8 江東区																																																																																																																							
9 品川区																																																																																																																							
10 目黒区																																																																																																																							
11 大田区																																																																																																																							
12 世田谷区																																																																																																																							
13 渋谷区																																																																																																																							
14 中野区																																																																																																																							
15 杉並区																																																																																																																							
16 豊島区																																																																																																																							
17 北区																																																																																																																							
18 荒川区																																																																																																																							
19 板橋区																																																																																																																							
20 練馬区																																																																																																																							
21 足立区																																																																																																																							
22 葛飾区																																																																																																																							
23 江戸川区																																																																																																																							
合 計				10																																																																																																																			
(主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)																																																																																																																							
廃 止																																																																																																																							
旧の主たる事務所等				(月)																																																																																																																			
均 等 割 額 の 計 算																																																																																																																							
区 分		税 率 (年 額) (ア)	月 数 (イ) 月	区 数 (ウ)	税 額 計 算 ((ア)×(イ)+12)×(ウ)																																																																																																																		
特別区のみ に事務所等 を有する 場合	主たる 事務所等 所在の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超			0.0																																																																																																																		
		事務所等の 従業者数 50人以下	7,000.00	12	7,000.00																																																																																																																		
	従たる 事務所等 所在の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超			0.0																																																																																																																		
		事務所等の 従業者数 50人以下			0.0																																																																																																																		
		道 府 県 分				0.0																																																																																																																	
		特別区(市町村分)	事務所等の 従業者数 50人超			0.0																																																																																																																	
事務所等の 従業者数 50人以下				0.0																																																																																																																			
納 付 す べ き 均 等 割 額					7,000.00																																																																																																																		
+ + + 又は + +																																																																																																																							
備 考																																																																																																																							